（平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部改正）

第三条　平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の七第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の五第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成三十年三月二十四日の正午から午後四時までの間及び同月二十五日の午前九時から午後四時までの間に限る。）。

平成三十年二月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

大阪府貝塚市二色南町西側岸壁南端から二百十二度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十二度の方向に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第二百三十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり検査対象外軽自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅱ－313	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＣ34	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
Ⅱ－317	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＦ10	〃	〃
Ⅱ－318	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＤ36	〃	〃
Ⅱ－323	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＣ40	〃	〃
Ⅱ－327	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＦ11	〃	〃

○国土交通省告示第二百四十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり検査対象外軽自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅱ－307	ヤマハ　ＪＢＫ－ＳＧ20Ｊ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
Ⅱ－309	ヤマハ　ＪＢＫ－ＤＧ15Ｊ	〃	〃
Ⅱ－311	ヤマハ　ＪＢＫ－ＳＧ21Ｊ	〃	〃
Ⅱ－314	ヤマハ　ＪＢＫ－ＤＧ16Ｊ	〃	〃
Ⅱ－315	ヤマハ　ＪＢＫ－ＤＧ17Ｊ	〃	〃
Ⅱ－322	ヤマハ　ＪＢＫ－ＶＧ05Ｊ	〃	〃
Ⅱ－336	ヤマハ　ＪＢＫ－ＳＧ28Ｊ	〃	〃
Ⅱ－340	ヤマハ　ＪＢＫ－ＲＧ10Ｊ	〃	〃

○国土交通省告示第二百四十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり検査対象外軽自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅱ－305	カワサキ　ＪＢＫ－ＢＪ250Ａ	川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区東川崎町３丁目１番１号
Ⅱ－319	カワサキ　ＪＢＫ－ＬＸ250Ｓ	〃	〃
Ⅱ－320	カワサキ　ＪＢＫ－ＬＸ250Ｖ	〃	〃
Ⅱ－333	カワサキ　ＪＢＫ－ＥＸ250Ｌ	〃	〃
Ⅱ－334	カワサキ　ＪＢＫ－ＥＲ250Ｃ	〃	〃
Ⅱ－341	カワサキ　ＪＢＫ－ＢＲ250Ｅ	〃	〃
Ⅱ－342	カワサキ　ＪＢＫ－ＢＸ250Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第二百四十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり検査対象外軽自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅱ－326	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＣ33	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
Ⅱ－328	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＣ41	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd.	410Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok
Ⅱ－329	ホンダ　ＪＢＫ－ＭＤ38	〃	〃